

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費（仮称）の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債（仮称））

(1) 対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】
 (公共用建物)：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
 (社会基盤施設(道路・農業水利施設))：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

(2) 地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
 - ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
 - ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
- ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

(3) 事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
 - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
 - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
 - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること

(4) 事業年度

平成29年度から平成33年度まで（5年間）

⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）